

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 45 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「児童福祉施設のうち」を「児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）のうち」に改める。

第 12 条中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

第 15 条第 3 項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置」に改める。

第 17 条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他保育所の運営に関する重要事項

第20条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第44条第8号イの表中

避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
-----	--------------------------------

を

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	---

に改め、同

号エ中「、当該床」を「当該床」に改める。

第46条第2項中「（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下この項において「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法の規定による幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する

幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）」及び「（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）」を削る。

第50条及び第51条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第50条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第51条 削除

附則中第2項の前の見出し及び同項から第7項までを削り、第8項を第2項とし、第9項を第3項とする。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。